

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：山梨県セーリング連盟]

[記載日：2026年8月6日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 山梨県セーリング連盟会則（以下会則という）及びその他諸規程を策定し、それに基づき運営を行っています。 連盟設立に際し、活動の目的を会則に明記しHPにて開示しています。毎年の活動は事業計画書を定期連盟総会に諮り、決定の上、HPにて開示したうえで事業を実施しています。 今後、中長期的な目標や基本計画の策定、公表に向けた取り組みを目指して参ります。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟主催の競技会及び各種行事開催に際し、山梨県セーリング連盟危機管理指針を遵守し、富士吉田警察署、富士東部建設事務所へ行事申請を提出、承認を得て実施しています。また山中湖村漁協及び村内ボート事業者に行事の周知を行っています。また個人情報保護法を遵守し、「個人情報保護に関する基本指針」に従い、所有する情報の取り扱いへの対応は適切に行っています。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会則に従い、総会にて理事、監事を選任、代表理事としては、理事長1名、副理事長2名、常任理事1人が業務執行理事として活動しています。役員は「役員選任規程」により選任しています。理事は連盟所属の団体の代表と会員推挙により選任しています。また、監事は理事の職務執行を監査しています。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟設立に際し、活動の目的を会則に明記し HP にて開示しています。毎年の活動は事業計画書を定期総会に諮り、決定の上、HP にて開示したうえで事業実施に移しています。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟運営において、当該教育を担当する委員会とその委員会を統括する理事を配置しており、会員にも参加を促しています。連盟上部団体である（公財）日本セーリング連盟（JSAF）及び（公財）山梨県スポーツ協会が実施する研修（ガバナンス、コンプライアンス、インテグリティ）の受講を推奨しています。連盟執行理事・事務局長は、（公財）日本セーリング連盟（JSAF）が実施している研修受講済みです。 連盟では、会員にも研修の情報を提供して参加を促しています。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟上部団体である（公財）日本セーリング連盟（JSAF）が実施する研修（ガバナンス、コンプライアンス、インテグリティ、ドーピングコントロール）の受講を推奨し、参加を促しています。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会則に従い、事業報告および決算については、毎事業年度終了 3 か月以内に、理事長が決算報告書を作成し証憑書類を添えて、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、総会において承認を得る手続きを遵守しています。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金を受けて行っている事業はありません。山梨県からの補助により行われている選手強化事業や国民スポーツ大会への派遣事業経理は、法令、会則、及び県の定めに準拠する他、経理規程、経理事務細則を定め処理しております。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 経理・会計については公金取扱者として事務局長を配置し、事務局にて出納管理を行っています。また、監査は、連盟事業執行から独立した監事が監査体制を明確にしています。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 年度ごとに事業計画書、収支予算書並びに事業報告書、決算報告書を作成し総会承認しています。関係団体、ご支援をいただいている企業様には個別に公表しています。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 連盟では、理事会の承認を得て HP 上に役員名簿、組織図を掲載しています。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
